

社会福祉法人青丘社 役員及び評議員等報酬規定

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人青丘社の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席時の報酬等)

第 3 条 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、別表により報酬を支給する。

ただし、職員である理事については適用しない。

(監事の報酬等)

第 4 条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表により報酬を支給する。

2 法人の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合には、別表により報酬を支給する。

(改廃)

第 5 条 本規定の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

別表

出席報酬額（日額）	
評議員	5 0 0 0 円
役員	5 0 0 0 円
理事	5 0 0 0 円
監事	5 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	0 円

(附則)

この規定は2017年4月1日より施行する。